

議会基本条例検証結果

(前文)

白石市民から選挙で選ばれた議員で構成する白石市議会(以下「議会」という。)は、同じく選挙で選ばれた白石市長とともに、白石市の代表機関を構成します。それぞれに、議会は多数による合議制の議事機関として、また市長は独任制の執行機関として、異なる特性を生かして、互いに競い合い、協力しながら、市民の意思を的確に市政に反映させ、白石市の最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

近年、急激な人口減少と少子高齢化社会の到来など国と地方自治体を取り巻く情勢が大きく変化するとともに、市民のニーズも多様化しています。

また、地方議会においては、「議会が市民に見えていない」「議会と市民との距離が離れている」などの声も聞かれる中、私たち議会は、今、この声に耳を傾け、市民と真摯に向き合うことが必要だと考えます。

このような状況の下、私たち議会は、昭和29年の市制施行から60年を経た今、あらためて「議会は民意を反映する場であり、地方自治体における最高の意思決定機関である」ことを胸に刻み、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)が定める規定の遵守とともに、その持てる権能を十分に駆使して、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な市民参画の推進、議員間の自由な討議の展開、市長等の行政機関との緊張関係の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議員活動を支える体制の整備等の取り組みを明らかにし、かつ的確に実践することにより、議会の責務を果たし、より市民に開かれた信頼される議会を築きます。

よって議会は、市民の声を聞き、地方自治の本旨である市民福祉の向上及び市勢の伸展のため、さらなる議会改革の推進を決意し、ここに白石市議会基本条例を制定します。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	前文は、市民とともに作成した条例の根幹をなすものであり、この前文を基本に議員活動に邁進している。二元代表制の原則に基づき、執行機関との異なる特性を生かして、互いに競い合い、市民の意思を市政に反映させ、最良の意思決定を図っている。	A	無	前文の趣旨を基に、条例履行に向けた、さらなる議員活動に取り組むとともに、今後とも二元代表制の原則を全議員が認識し、市民の意思を十分に反映できるよう最良の意思決定を図ることに努める。

第1条(目的)

この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	全議員がこの目的の趣旨を共有し、条例の目的遂行に向けた議員活動に取り組んできている。	A	無	今後ともこの目的遂行のために、さらに積極的な議員活動の取り組みに努める。

第2条(議会の活動原則)

議会は、次の各号に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

(1) 公開性、公正性、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指す。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	本会議、予算・決算審査特別委員会、全員協議会等の傍聴及びネット中継、政務活動内容及び経費等のホームページ公開、市議会だよりの発行など議会の情報を積極的に発信している。	A	無	現在実施しているものは継続するとともに、今後もさらなる情報収集に努め、市民に開かれた議会を目指す。

議会基本条例検証結果

(2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関の市政運営状況を監視する。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	本会議での質疑や一般質問、または全員協議会を通して、市政運営の監視に努めている。	A	無	市政運営の状況を的確に把握するため、議案審議の充実を図るだけでなく、施策の計画段階から執行機関に説明を求めるなど、さらなる監視能力の向上に努める。

(3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指す。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	議員それぞれの活動はもとより、「市民と議会の意見交換会」「一般会議」の実施などにより、積極的に市民の多様な意見の把握に努め、実際に一般質問するなど市政へ反映させる取り組みを行っている。	A	無	より多様な意見が把握できるよう、「市民と議会の意見交換会」「一般会議」の開催方法の検討を重ね、参加者数の増加だけでなく、幅広い世代が参加しやすい仕組みづくりの構築を図っていく。

(4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成を図る。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	会派内、各会派代表者による意見交換を実施し、合意形成に努めている。	A	無	条例第16条に定める自由討議を実施するなど、会派を超えた議論を深める場の創出に取り組む。

(5) わかりやすい言葉、表現を用いた議会運営を行う。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	本会議等の質疑ではわかりやすい言葉、表現に努めており、一般質問においても一問一答方式による争点の明確化を図るとともに、傍聴者への通告書配付やホームページでの通告書公開により議論の内容がわかるよう取り組んでいる。	A	無	今後ともわかりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めるとともに、ホームページ、市議会だより等での掲載でも市民に身近でわかりやすい言葉、表現に努める。

(6) 議会運営にかかわる条例、規則、申し合わせ事項及び先例等を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革を推進する。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例の趣旨に則り、条例の一部改正、申し合わせ事項の見直し等を実施している。	A	無	継続的な見直しを図るため、各議員が条例等の内容・状況の把握に努める。また、議会の信頼性を高める不断の改革を推進するため、全議員がさらなる資質の向上に努める。

(7) 議会を代表する議長、副議長の選出に当たっては、立候補制とし、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例の趣旨に則り、立候補制を実施しており、全員協議会の場で所信表明を行い、傍聴・ライブ中継でその選出過程を市民に明らかにしている。	A	無	今後ともライブ中継等により多くの市民に選出過程を明らかにし、正副議長に立候補する者は、より充実した内容の所信表明に努める。

議会基本条例検証結果

第3条(議員の活動原則)

議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

(1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじる。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	議案はもとより、さまざまな案件に対して、議員間の自由な討議を重んじ、討議が尽くされるよう取り組んでいる。	A	無	今後も議員間の自由な討議を重視し、条例第16条に定める自由討議を実施するなど、議論を深める場の創出に取り組む。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指す。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	各議員が市民の代表であることを自覚し、広く市民の意見・要望等を聞き、多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上のため積極的に議会及び議員活動に努めている。	A	無	今後も、各議員がさらに自己研鑽するとともに、全市民の代表として、広く市民の意見・要望等を聞き、多様な意見の的確な把握に努める。

(3) 議員立法による積極的な条例提案を推進する。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	議会基本条例制定後、「白石市空き地の適正管理に関する条例」を議員提出議案として議会へ上程し、可決制定している。その後は条例の一部改正にとどまっているが、「市長の専決処分事項の指定について」を新たに議会へ上程し、可決制定するなど、市民の福祉向上に寄与できるように条例以外の規定についても提案しており、各議員が提案すべき条例等について、積極的に調査・研究に取り組んでいる。	A	無	市民の福祉の向上、市勢の伸展につながる条例の制定に向けて、議員間討議をより一層行うとともに、専門的知見を有する講師による研修会を開催するなど、議員の資質向上に努める。

第4条(会派)

1 議員は、会派を結成することができる。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	一人会派を含め全議員がそれぞれ会派を結成している。	A	無	今後も会派結成による強みを活かした情報収集に努め、市民の福祉向上に向けて積極的な会派活動を行う。ただし、議長においては、会派に属すべきではないとの意見もあることから、その点については今後議員間の討議により議論を深める必要がある。

2 会派は、政策を共有する議員で構成し、合意形成に努めるものとする。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	各会派において、本市の課題、議案等の調査・研究のため、勉強会を開催し、主要な施策に対する提言等について討議するなど、考え方や理念の共有、合意形成に取り組んでいる。	A	無	会派が、政策を共有する議員で構成するのは前提ではあるが、市民の福祉向上の資する会派活動につなげるよう会派内における討議をさらに深化させ、考え方や理念の共有、合意形成により努めていく。

議会基本条例検証結果

3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催する。

	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	定例会・臨時会の招集告示日に合わせて会派代表者会議を開催しており、その他特別の事案がある場合にも、その都度開催し、会派間の調整を図っている。	A	無	今後も議長の判断のもと適宜開催されるが、必要な案件が出てきた際には会派においても議長へ開催の申し入れを行うなど、臨機応変な開催に努める。

4 会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	申し合わせ事項により必要な事項を定めている。	A	無	必要な事項については、今後とも会派代表者会議で諮り、申し合わせ事項の見直しを図っていく。

第5条(情報公開)

1 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	本会議等のネット配信、ホームページ、議会だよりなどを通し、積極的に議会の情報を発信し、市民への情報共有を推進している。	A	無	今後ともネット配信、ホームページ、議会だよりなどを通じた情報発信を継続していくとともに、情報発信に努める。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等を原則公開とする。

	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	本会議、常任委員会、特別委員会等、全て原則公開としている。	A	無	公開はしているが、傍聴者が少ないことから、傍聴意欲を高める取り組みについて検討を進める。また、常任委員会等でのネット中継実施について意見があることから、今後議員間の討議により議論を深める必要がある。

3 議会は、全ての議案に対する各議員の賛否をホームページ等で公表することで、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならない。

	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	賛否が分かれていない場合は、その旨を記載し、賛否の分かれた議案については、その賛否をホームページ・議会だよりに掲載しており、議案の議決結果についても、ホームページ・議会だよりに全て掲載している。	A	無	今後とも議案の賛否については、ホームページ・議会だよりでの掲載を継続し、市民への情報提供に努めていく。

議会基本条例検証結果

第6条(市民との連携)

1 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	年1回市民との意見交換会を開催し、政策提案に繋げるよう努めている。	A	無	若年層や女性の参加が少ないことから、より多様な意見交換の場のあり方について検討を進める。

2 議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	請願・陳情提出者から趣旨説明の意思を確認の上、希望者には請願については常任委員会において、陳情については議会運営委員会において、それぞれ趣旨説明の機会を設けている。	A	無	今後とも請願・陳情提出者の趣旨説明の機会を設け、市民の多様な意見が反映されるよう努める。

3 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	これまでに制度活用の機会はないが、本会議、各委員会等において、案件ごとに制度の必要性について判断してきており、制度の活用に努めてきている。	A	無	今後とも本会議、各委員会等において、案件ごとに制度の必要性について判断し、必要と判断した場合には制度を活用するなど、適切な審議に向けた取り組みを継続していく。また、参考人制度、公聴会制度に替えてパブリックコメントを実施との意見もあることから、より市民の意見をくみ取れる制度の検討について、今後とも議員間の討議により議論を重ねていく。

第7条(市民との意見交換会)

1 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、全議員出席のもとに意見交換会を年1回以上開催しなければならない。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	全議員が参加した市民と議会の意見交換会を年1回開催している。	A	無	参加者の固定化や減少傾向があることから、多様な開催のあり方について検討を進める。

2 意見交換会に関することは、議長が別に定める。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	白石市議会意見交換会開催要領を定め、意見交換会の円滑な開催に努めている。	A	無	今後も意見交換会の円滑な開催に努め、必要に応じて適宜改正を行っていく。

議会基本条例検証結果

第8条(一般会議の設置)

1 議会は、政策的な情報及び意見を交換するため、議会が必要と認める場合又は市民団体等の求めに応じ一般会議を行うことができる。

\	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	議会が必要と認める場合又は市民団体等の求めに応じて、一般会議を開催している。	A	無	今後とも必要に応じて一般会議を実施していくが、これまでの開催回数が少ないことから、各種団体等へ働きかけをするなど、開催に向けた取り組みを検討する。

2 一般会議に関することは、議長が別に定める。

\	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	白石市議会一般会議開催要領を定め、一般会議の円滑な開催に努めている。	A	無	今後も一般会議の円滑な開催に努め、必要に応じて適宜改正を行っていく。

第9条(政策企画調整会議)

1 議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。

\	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	政策企画調整会議を設置しており、一般会議・意見交換会の開催に向けた協議、その後の対応方針等を協議し、調整を図っている。	A	無	白石市議会基本条例履行において、政策企画調整会議は重要な役割を担っており、継続的に設置するが、政策立案等を行うために、開催実施や対応方針の協議に偏らない会議のあり方について、議員間の討議による検討が必要との意見もあり、より充実した会議となるよう検討を重ねていく。

2 前項の政策企画調整会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

\	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	白石市政策企画調整会議設置要綱を定めている。	A	無	より充実した会議となると判断した場合など、必要に応じて要綱の改正を行う。

第10条(議会モニター)

1 議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。

\	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	これまで議会改革推進会議において設置の検討をしてきてはいるが、現在まで設置に至っていない。	C	無	今後議員間で必要と判断されれば、設置に向けて先進地事例の調査・研究が必要となるが、議会モニターの設置の必要性に疑義も出ていることから、議会モニターについては今後も議員間の討議をさらに重ねていく。

議会基本条例検証結果

2 前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	これまで議会改革推進会議において設置の検討をしてきてはいるが、現在まで設置に至っていないため、議会モニターの設置に関して特段定めはない。	C	無	今後、設置される際には、さまざまな事例を調査・研究の上、要綱等の作成を進める。

第11条(市長等との関係)

1 議会審議における議員と市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)との関係については、緊張関係を保持するものとする。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	各議員は常に市長等と緊張関係を保持し、本会議、各委員会等で活発な議論を行っている。	A	無	今後も各議員が市長等との関係について自覚し、緊張関係の保持に努める。

2 議案の審議は、本会議を中心に行い、市民にわかりやすい議会運営に努めなければならない。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	必要に応じて委員会審査は行っているが、原則議案の審議は本会議中心で行っており、常に市民にわかりやすい議会運営に努めている。	A	無	ネット配信される本会議中心による議案審議を今後も継続し、よりわかりやすい議会運営の実現に、議案について各議員がさらなる調査活動に取り組むよう努める。なお、本会議中心主義は原則としながらも、より詳細な調査のために、予算・決算については分科会の設置やより詳細な予算書の作成を求めたいとの意見もあり、今後その必要性については議員間の討議により継続的に検討していく。

第12条(一問一答及び反問権)

1 議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	本会議における質疑応答は一問一答方式で行っており、論点・争点の明確化に努めている。	A	無	今後も論点・争点の明確化を図るため、一問一答方式を継続するとともに、常に的確な答弁が得られるよう分かりやすい質疑に努める。

2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問及び議員提出議案に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	市長等の反問を議長の許可を得て実施しており、本会議においては市長からの反問の実例がある。	A	有	今後も継続実施とするが、反問は「市長等の反問に関する運用について」に質問や議案に対する「逆質問」する行為であると定められており、議長又は委員長は反問権の行使が曖昧とならないよう運営に努める。なお、実情に合わせた形で文言整理を行い、「議員の質問及び」を「議員の質疑及び質問並びに」に改正する。

議会基本条例検証結果

第13条(市長提案政策等の詳細説明)

議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	説明が不十分な事案については、その都度説明を求めており、適正に実施している。	A	無	今後とも説明が不十分な事案については、継続して説明を求めるとともに、より詳細な内容把握が必要な場合は、資料請求等を求めるよう努める。 また、市長が提案する重要計画等は、全員協議会の開催により説明の機会を設けてきているが、そういった重要計画等については直前ではなく、開示できる段階での情報開示と説明を行うよう当局へ求めていく。

(2) 提案に至るまでの経緯

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	説明が不十分な事案については、その都度説明を求めており、適正に実施している。	A	無	今後とも説明が不十分な事案については、継続して説明を求めるとともに、より詳細な内容把握が必要な場合は、資料請求等を求めるよう努める。 また、市長が提案する重要計画等は、全員協議会の開催により説明の機会を設けてきているが、そういった重要計画等については直前ではなく、開示できる段階での情報開示と説明を行うよう当局へ求めていく。

(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	説明が不十分な事案については、その都度説明を求めており、適正に実施している。	A	無	今後とも説明が不十分な事案については、継続して説明を求めるとともに、より詳細な内容把握が必要な場合は、資料請求等を求めるよう努める。 また、市長が提案する重要計画等は、全員協議会の開催により説明の機会を設けてきているが、そういった重要計画等については直前ではなく、開示できる段階での情報開示と説明を行うよう当局へ求めていく。

議会基本条例検証結果

(4) 市総合計画との関連性及び整合性

	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	説明が不十分な事案については、その都度説明を求めており、適正に実施している。	A	無	今後とも説明が不十分な事案については、継続して説明を求めるとともに、より詳細な内容把握が必要な場合は、資料請求等を求めるよう努める。 また、市長が提案する重要計画等は、全員協議会の開催により説明の機会を設けてきているが、そういった重要計画等については直前ではなく、開示できる段階での情報開示と説明を行うよう当局へ求めていく。

(5) 関係する法令及び条例等

	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	説明が不十分な事案については、その都度説明を求めており、適正に実施している。	A	無	今後とも説明が不十分な事案については、継続して説明を求めるとともに、より詳細な内容把握が必要な場合は、資料請求等を求めるよう努める。 また、市長が提案する重要計画等は、全員協議会の開催により説明の機会を設けてきているが、そういった重要計画等については直前ではなく、開示できる段階での情報開示と説明を行うよう当局へ求めていく。

(6) 財源措置

	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	説明が不十分な事案については、その都度説明を求めており、適正に実施している。	A	無	今後とも説明が不十分な事案については、継続して説明を求めるとともに、より詳細な内容把握が必要な場合は、資料請求等を求めるよう努める。 また、市長が提案する重要計画等は、全員協議会の開催により説明の機会を設けてきているが、そういった重要計画等については直前ではなく、開示できる段階での情報開示と説明を行うよう当局へ求めていく。

(7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	説明が不十分な事案については、その都度説明を求めており、適正に実施している。	A	無	今後とも説明が不十分な事案については、継続して説明を求めるとともに、より詳細な内容把握が必要な場合は、資料請求等を求めるよう努める。 また、市長が提案する重要計画等は、全員協議会の開催により説明の機会を設けてきているが、そういった重要計画等については直前ではなく、開示できる段階での情報開示と説明を行うよう当局へ求めていく。

議会基本条例検証結果

第14条(予算及び決算における説明)

議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	説明が不十分な事案については、その都度説明を求めており、適正に実施している。 なお、予算書・決算書の資料関係については、現在よりさらに詳細な資料が必要との意見もある。	A	無	今後とも説明が不十分な事案については、継続して説明を求めるとともに、より詳細な内容把握が必要な場合は、資料請求等を求めるよう努める。

第15条(法第96条第2項の議決事項)

法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事項は、市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画とする。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	現在まで事例はないが、市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画については、本条例に議決事項として定めており、次期「第六次白石市総合計画」は議案として審議予定である。	C	無	「第六次白石市総合計画」は市長が提案する本市の最重要計画であり、議案提出直前の全員協議会の開催だけでなく、開示できる段階での情報開示と説明を行うよう当局へ求めていく。

第16条(自由討議の保障及び拡大)

1 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営とする。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	これまで本会議においては自由討議を行う案件はなかったが、各委員会においては取り組まれており、常に自由討議を重視した運営となっている。	C	無	本会議における自由討議を実施するなど、会派を超えた議論を深める場の創出に取り組む。

2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を重視し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行う。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例、意見書等に自由討議を行う案件はなかったが、常に自由討議を重視し取り組んでいる。	C	無	今後、条例、意見書等の案件を見定め、自由討議を経た議案提出の実現に努める。

第17条(政務活動費の交付及び公開)

1 会派は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう白石市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年白石市条例第1号。以下この条において「政務活動費条例」という。)の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例に基づき、政務活動費を受け、各種研修会への参加、先進地視察等を実施し、調査活動に取り組み、一般質問等を通して政策提言も行っている。 なお、政務活動費の金額に疑義が出ている一方で、政務活動費の執行率は高くない状況が続いている。	A	無	今後とも政務活動費による調査活動を継続し、その成果が市民の福祉向上、市勢伸展に反映できるような取り組みに努める。 また、政務活動費については疑義も出ていることから、増額を含め、そのあり方について議員間での討議による議論を重ねていく。

議会基本条例検証結果

2 前項の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行し、ホームページ等で公開しなければならない。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	政務活動費の透明性を確保するため、政務活動費による行政視察や研修の報告書及びその際の収支については領収書を含め、ホームページを活用し全て公開している。	A	無	今後も透明性確保のため、継続して公開し、政務活動費の適正な執行を図る。

第18条(専門的知見の活用)

議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図る。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	これまで大学等の研究機関との連携、専門的な知識及び経験を有する者を活用するような重要課題がないため、実施していない状況である。	C	無	今後必要な重要課題が生じた場合に、積極的な活用に努める。

第19条(委員会の適切な運営)

議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	委員会において諸課題と判断した事案については、所管事務調査を実施し、当局へ説明を求めるなど、その専門性と特性を活かした適切な運営に努めている。 その一方で定例会開催期間中に集中して委員会を開催する傾向にあり、年間を通した活動を求める意見もある。	A	無	今後も委員会の専門性と特性を活かしたさらなる適切な運営を継続するとともに、議会休会中においても諸課題に対して委員会の積極的な開催に努める。

第20条(交流及び連携の推進)

議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	総務産業建設常任委員会における海老名市議会との交流、厚生文教常任委員会における登別市議会との交流、会派における福島市議会との交流の他、議員個人による他市議会との交流を実施し、情報共有に努め、調査研究等を行っている。	A	無	他市議会とのさらなる交流の深化に努めるとともに、これまで交流のない近隣自治体議会との交流について、議員間の討議を重ね検討していく。

第21条(議会及び議会事務局の体制整備)

1 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	現在のところ事務局の体制については問題はなく、十分な人員の確保により体制整備は果たされている。	A	無	今後も事務局の業務量について継続的に調査し、充実した体制整備に努めていく。

議会基本条例検証結果

2 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	現状においては必要な予算は確保しており、議事機関としての機能の確保と円滑な議会運営の実現が図られている。	A	無	今後も必要な予算確保に努め、継続して議事機関としての機能確保と円滑な議会運営の実現を目指す。

第22条(議員研修の充実強化)

1 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙等を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	議員の任期開始後に、新たに当選した議員については、議長主催による研修を実施しており、その他全議員対象の専門講師による研修会も実施している。	A	無	今後も継続して実施し、条例の履行を果たしていく。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	現在のところ各議員は政策形成及び立案能力向上のため、全国市町村アカデミーでの議員研修に参加するとともに、宮城県市議会議長会主催、仙南広域行政事務組合主催等、各研修会へも参加しており、議員研修の充実強化は図られている。	A	無	今後も議員研修の充実強化に努めるとともに、各議員が各種研修会に積極的に参加し、政策形成及び立案能力向上を図る。

3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるものとする。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	専門講師による研修や議長主催の研修のほか、さまざまな分野の団体が主催する研修会の情報を紹介することで、各議員が積極的に参加し、専門的知識の向上が図られている。	A	無	今後も継続して各種研修会への参加を促すとともに、議会独自で専門講師を招いた研修会の実施回数をふやすなど、より広い専門的知識を取り入れる機会を創出するよう検討を行う。

第23条(議会広報の充実)

議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

検証結果	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	本会議、予算・決算審査特別委員会、全員協議会等のネット配信の実施、市議会だよりのホームページへの公開などを通し、議会広報活動の充実強化に努めてきた。 また、議会広報委員会の人員を特別委員会時の6人から9人体制へ増員することで、議会及び市政への関心を高めるための研究がより深化し、体制整備の充実強化による議会広報活動の充実強化も図られた。	A	無	今後も現体制を継続するとともに、市議会だよりの精査や先進地事例の調査・研究を進めるなど、さらなる議会広報活動の充実強化を図る。

議会基本条例検証結果

第24条(議会図書室)

議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	地方自治法に基づく議会図書室を設置し、図書室運営委員5名で運営しており、毎年新たに数冊ずつ登録しているが、議会図書室の充実に至っていない。 また、議会図書室があまり活用されておらず、議員の調査・研究に生かされていない。	B	無	図書運営委員により、議員の調査・研究に活用されるよう配置図書の再点検や新規図書の要望を確認し、議会図書室の充実に努める。

第25条(調査機関の設置)

1 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	これまで必要な市政課題が発生しておらず、調査機関を設置した事例はない。	C	無	今後必要な市政課題が発生した際には、議決により調査機関を設置し、学識経験者等の専門的知見の活用を図る。

2 議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	これまで必要な市政課題が発生しておらず、調査機関を設置した事例はない。	C	無	今後必要な市政課題が発生した際には、議決により調査機関を設置し、議員も構成員として参画することで、市政課題解決の一助となるよう努める。

3 第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	これまで必要な市政課題が発生しておらず、調査機関を設置した事例はない。	C	無	今後必要な市政課題が発生した際には、議決により調査機関を設置し、必要な事項があれば、それについて議長が別に定める。

第26条(議員の政治倫理)

議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感をもって、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	各議員は、市民全体の代表者であることを強く自覚し品位を保ち、識見を養い市民の負託に応えるよう努めてきた。	A	無	市民全体の代表者である議員という立場、責務を改めて全議員が認識し、より人格・識見に磨きをかけるよう議員の資質向上に努める。

議会基本条例検証結果

第27条(議員定数)

1 議員定数は、白石市議会議員定数条例(平成12年白石市条例第32号)の定めるところによる。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	議員定数は条例に則り、適正に運用されている。	A	無	今後も条例の定めに従い、適正に運用していく。 また、議員定数の適正な規模については、これまでも議会改革推進会議において行ってきているが、今後もさまざまな形で随時検討を継続していく。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例施行後に議員定数の改正は行っておらず、事例はないが、本条項については、限られた人数による参考人制度及び公聴会制度の活用が多様な市民の意向把握に繋がるのか、そもそも適切な運用が可能なのか、制度の活用が本当に本市の実情を反映した定数に繋がるのかなど、運用した際に想定されるさまざまな課題が出されている。	C	有	これまでも議会は適切に議員定数を管理し、適正規模について検討した上で、必要に応じて定数を改正してきている。 議員定数の改正については、現在の全国的な人口減少の中では定数を削減することが議論の中心になるものと思われるが、議会は「民主主義の学校」とも言われる市民の多様な意見を反映する場であることから、定数を改正する際には、二元代表の一翼を担う議会として定数削減によって多様な意見が議会に反映されづらくなるということを念頭に、本市の人口規模、他市と比べて広大な面積などを考慮した議論のもと冷静な判断がなされなければならない。これまでの本市の改正までの経過や他市議会の事例を見ても、こうした議論は短期間で結論を得ることは困難であり、議員の任期が4年ということを考えても、ここで判断された結果については速やかに反映されることが、広く市民に周知する上でも求められるものである。 よって、条例のより円滑な運用を図る上で改正は必要と判断し、本条項は改正するものとする。 本条項については「参考人制度～本市の実情にあった」までの部分を「地方自治法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、」に改正する。

3 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、議長に提出するものとする。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例施行後、議員定数の改定は行われていないため、事例がない。	C	有	定数改正に当たっては、本条項に則り、取り組むものとするが、より内容が分かりやすくなるよう本条項を改正し、地方自治法に規定する文言を条例に明記する。 本条項については「議員が」を削除し、「議長に提出するものとする。」を「地方自治法の規定に基づき委員会又は議員が議長に提出するものとする。」に改正する。

議会基本条例検証結果

第28条(議員報酬)

1 議員報酬は、白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和43年白石市条例第6号)の定めるところによる。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	議員報酬は条例に則り、適正に運用されている。	A	無	今後も条例の定めに従い、適正に運用していく。また、適切な議員報酬について、さまざまな形で議論を深め検討していく。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握するものとする。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例施行後に議員報酬の改正は行っておらず、事例はないが、本条項については、限られた人数による参考人制度及び公聴会制度の活用が多様な市民の意向把握に繋がるのか、そもそも適切な運用が可能なのか、制度の活用が適正な議員報酬に繋がるのかなど、運用した際に想定されるさまざまな課題が出されている。	C	有	これまでも議会は適正な議員報酬を検討した上で、必要に応じて議員報酬を改正してきた。議員報酬の改正については、本市の財政規模、近隣の議会や同規模の他市議会との比較などを考慮し検討がなされると思われるが、さらなる市民の福祉向上と市勢の発展のためには、全国的な議員のなり手不足の中にあっても多くの有能な人材を議会で保持することも考慮されなければならない。議員報酬の改定にあたっては、それらのことを念頭に議論がなされなければならない。また短期間でその結論を得ることは困難であり、他市議会の事例を見ても期間を要するものである。よって、より円滑な条例の運用を図る上で改正は必要と判断し、本条項は改正するものとする。本条項については「参考人制度～把握するものとする。」までの部分を「地方自治法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、報酬を検討するものとする。」に改正する。

3 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

/	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例施行後、議員報酬の改定は行われていないため、事例がない。	C	有	本条項については、条例第27条第3項の規定に合わせ、文言整理が必要と判断し、「議会は、議員報酬を改正する議案を提出するにあたっては、改正理由の説明を付して、地方自治法の規定に基づき委員会又は議員が議長に提出するものとする。」に改正する。

議会基本条例検証結果

第29条(議会改革の継続)

議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。

\	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	議会改革については、議会改革推進会議を設置し調査・検討に取り組んでいる。 議会制度に係る法改正等については、これまで案件がないため、実例がない。	A	無	議会改革については、継続して議会改革推進会議において調査・検討に取り組むとともに、議会制度に係る法改正等があった際には、それに必要な組織を設置し、調査・検討に取り組む。

第30条(他の条例との関係)

この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

\	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例施行後、議会に関する条例の一部改正があり、その際に条例との整合性について確認している。	A	無	今後も議会に関する他の条例の制定、改廃する際には、適切にその整合性を図っていく。

第31条(見直し手続)

1 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

\	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例施行後最初の検証であり、条例の履行がなされるが、検証時期について、改選後に検証を行うことは、これまでの経過を知らない新たな議員には支障があり、改選前までに検証を行うなどの改正が必要だとの意見がある。	A	有	今後も引き続き条例の目的が達成されているか、検証を行うが、改選後の議員が検証を行うのは支障があることから、任期中の議員が責任を持って検証することが必要である。 よって、より円滑な条例の運用を図る上で改正は必要と判断し、本条項は改正するものとする。 本条項については「一般選挙を～できるだけ速やかに」までの部分を「一般選挙を経た任期中に、」に改正する。

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

\	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例施行後最初の検証であり、その結果に基づいて適切な措置を講じる。	A	無	今後も検証の結果に基づき適切な措置を講じていく。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

\	取り組み状況、課題・問題点	実施状況 A(実施済) B(一部実施) C(未実施)	改正の有無	検証結果から具体的な今後の取り組みについて
検証結果	条例施行後最初の検証であり、検証の結果において全員協議会を経てもなお改正が必要と判断された場合は、本会議において議会運営委員長が改正の理由及び背景の詳細を説明することとなっている。	A	無	今後も改正の際の詳細説明については継続実施する。